

3. 3 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

方針3-(1) 公害のない環境の維持

施策3-① 大気汚染の防止



◆現状と課題

■現状

- 国では、大気汚染防止法に基づき、工場ばい煙等に対する対策が取られています。
- 建築物解体工事の増加によるアスベスト[§]飛散事故の未然防止に備えて、令和2(2020)年6月には大気汚染防止法が一部改正されました。
- 東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)に基づき、平成15(2003)年からディーゼル車規制等の対策が進められました。
- これらの対策の効果や低公害車の普及などにより、二酸化窒素(NO₂)や浮遊粒子状物質(SPM)[§]など主要な大気汚染物質の濃度は低下しており、大気環境の改善が進んでいます。
- 東京都は、粒子が非常に小さく、人の呼吸器系等への健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、市内1箇所(一般局)で常時監視を実施しており、令和元(2019)年度は環境基準[§]を達成しています。
- 市では、市内2箇所において浮遊粒子状物質(SPM)や二酸化窒素などの大気汚染物質の濃度の常時監視を行っており、令和元(2019)年度は光化学オキシダント[§]を除き、いずれの項目も環境基準を達成しています。
- 多摩中部地域における光化学スモッグ[§]注意報の過去10年間の平均発令日数は、5日程度となっています。
- 調布市では、関係法令に基づき公共施設の増改築、改修に伴う解体工事におけるアスベスト飛散防止対策を行っており、民間建築物の解体などに対しても、解決方法や発生した廃棄物の適切な保管及び廃棄を指導しています。
- 近年、飲食店などから排出される臭気や野焼きによる臭気に対する相談が寄せられています。
- 令和元(2019)年度市民アンケート調査では、「大気汚染の防止」に関する重視度は、上位に位置しています。

■課題

- 市民が望む安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら大気の状態を引き続き監視していく必要があります。

◆施策の方向

事業活動、自動車排出ガス等に起因するばい煙・粉じん、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の監視を行い、大気汚染や悪臭の発生防止に向けた指導を継続します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 事業活動に伴う大気汚染の防止

工場・事業場由来の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等のばい煙やアスベスト[§]等の有害物質の排出、建設工事等から発生する粉じんについて、法律・条例等に基づく規制・指導を継続して進めていきます。また大気の測定結果について公表していきます。

事業内容	担当課
● 工場・事業場等への大気汚染防止に向けた対策の推進	環境政策課
● 大気測定の実施	
● 関係法令に基づく公共施設の解体工事におけるアスベスト飛散防止対策の実施	営繕課
● 建築・解体工事における粉じんの飛散防止の指導	環境政策課

■ 自動車排出ガスによる大気汚染の防止

自動車排出ガスによる大気汚染の防止に向けて、公共交通機関の利用促進やゼロエミッションビークル（ZEV）の普及に向けた取組などを進めていきます。

事業内容	担当課
● 道路沿道における植樹帯の設置	道路管理課 街づくり事業課
● 公用車へのゼロエミッションビークル（ZEV）の導入推進	環境政策課 各公用車所管課
● ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及	環境政策課・交通対策課

【コラム】ZEV（Zero Emission Vehicle）

ZEVとは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池[§]自動車（FCV）のことです。

東京都では、2050年に世界のCO₂排出実質ゼロに貢献するため、「ZEV（Zero Emission Vehicle）」の普及促進に取り組んでいます。また、最近では、レンタカーやカーシェアリング等にもZEVの導入が進められています。



ZEVの種類

出典：東京都環境局ホームページ

■ 微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染への対応

国や都との連携を図りながら、大気中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度について継続して監視を行い、市民への適切な情報提供によって健康被害を抑制します。

事業内容	担当課
● 微小粒子状物質（PM2.5）濃度の監視と情報提供	環境政策課

■ 悪臭・臭気等の発生防止

工場・事業場等における悪臭防止対策・臭気対策の指導に加え、一般家庭からの悪臭や臭気の防止のための啓発・指導も実施していきます。

事業内容	担当課
● 工場・事業場への悪臭発生防止に向けた対策の推進	環境政策課
● 一般家庭への悪臭発生防止に向けた啓発の推進	

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
二酸化窒素(NO ₂)の環境基準 [§] ※1の年間未達成日数	1日 (平成26年度)	0日 (令和元年度)	0日 (令和7年度)
浮遊粒子状物質(SPM) [§] の環境基準※2の年間未達成状況	0日, 0時間 (平成26年度)	0日, 0時間 (令和元年度)	0日, 0時間 (令和7年度)
微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準※3の年間未達成状況	0日 (平成26年度)	0日 (令和元年度)	0日 (令和7年度)

※1 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること。

※2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

※3 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 燃焼設備の保守・管理を徹底し、大気汚染の防止に努めます。 **事業者**
- 粉じんや廃棄物に含まれる有害物質が、周囲に飛散しないよう十分配慮するとともに、適切に保管・廃棄します。 **事業者**
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用するとともに、近くの場所へは自転車や徒歩での移動を心がけるようにします。 **市民**



施策3-② 水質汚濁の防止

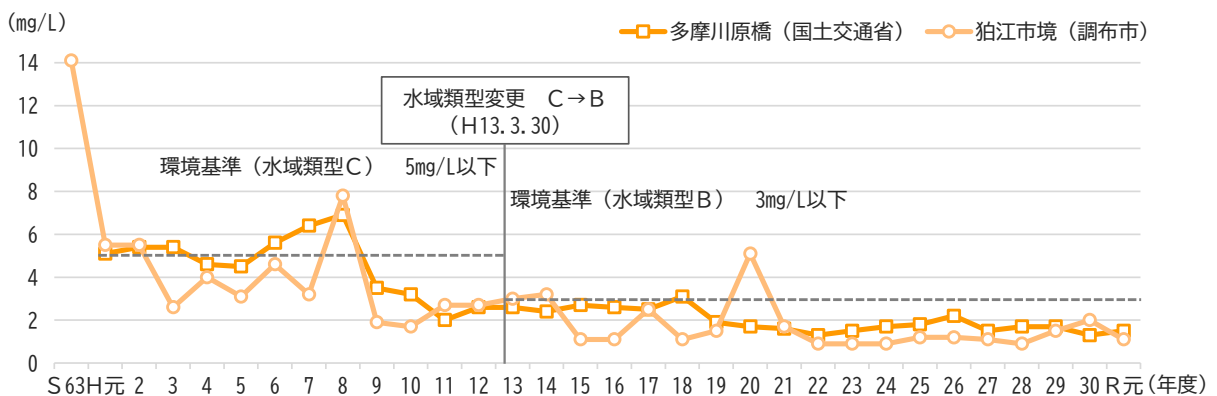
◆現状と課題

■現状

- 国では、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場からの排水の公共用水域[§]への放流及び地下への浸透を規制するとともに、下水道等の整備を実施したことにより、河川等の公共用水域の水質が改善されました。現在は、下水道設備の老朽化が懸念されています。
- 調布市では、多摩川、野川、仙川などの河川や府中用水等において水質の定点監視を行っており、気象条件等により影響を受ける多摩川の大腸菌群数を除き、いずれの監視地点においてもおおむね環境基準[§]を達成しています。
- 調布市の下水道は、そのほとんどが汚水と雨水を一つの下水道管に流す「合流式下水道」であり、雨天時には下水道施設で処理しきれない汚水混じりの雨水が、雨水吐口から直接河川に放流されることもあります。このため、平成17(2005)年度から平成25(2013)年度にかけて合流式下水道緊急改善事業を実施しました。その結果、現在は、雨水吐口からの雨天時放流水の水質は、下水道法施行令に基づく水質基準内となっています。
- 令和元(2019)年度市民アンケート調査では、「工場排水や生活排水などによる水質汚濁の防止」に関する重視度は、上位に位置していました。

■課題

- 公共用水域についてはおおむね基準値を達成していますが、安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視していく必要があります。



多摩川における生物化学的酸素要求量 (BOD) § の推移 (年平均値)

出典:「令和元年度 環境年次報告書」(調布市)

◆施策の方向

工場排水や生活排水等の水質汚濁負荷[§]の低減に取り組み、河川等の公共用水域[§]の水質を良好な状態で保全します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 工場排水の水質汚濁負荷の低減

工場・事業場等からの工場排水について、法律や条例に基づき、有害物質の規制、水質汚濁負荷低減に向けた対策指導を引き続き進めていきます。また、水質の測定結果について公表していきます。

事業内容	担当課
● 工場・事業場等への水質汚濁防止に向けた対策の推進	下水道課
● 河川等の公共用水域における水質監視の継続	環境政策課

■ 家庭における生活排水対策の推進

生活排水による汚濁負荷の低減に向けて、家庭への情報提供、啓発を進めます。また、下水道設備の老朽化対策を推進します。

事業内容	担当課
● 生活排水対策に関する家庭向け広報・パンフレット等の発行	下水道課
● 生活排水対策に関連したイベントの開催	
● 下水道管の老朽化・劣化対策等の推進	
● 下水道の更なる高度処理化に向けた東京都への働きかけ	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD [§] 値（平均放流水質）	40mg/L以下※ （平成26年度）	9.2mg/L （令和元年度）	40mg/L以下※ （令和7年度）

※ 基準値、目標値は、下水道法施行令による基準値

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 排水設備の保守・管理を徹底し、有害物質の漏えい防止、水質汚濁負荷の低減に努めます。 **事業者**
- 生活排水が水質に与える影響を理解し、日常生活において油や食品残渣などを排水口に流さないようにします。 **市民**



施策3-③ 騒音・振動の発生抑制

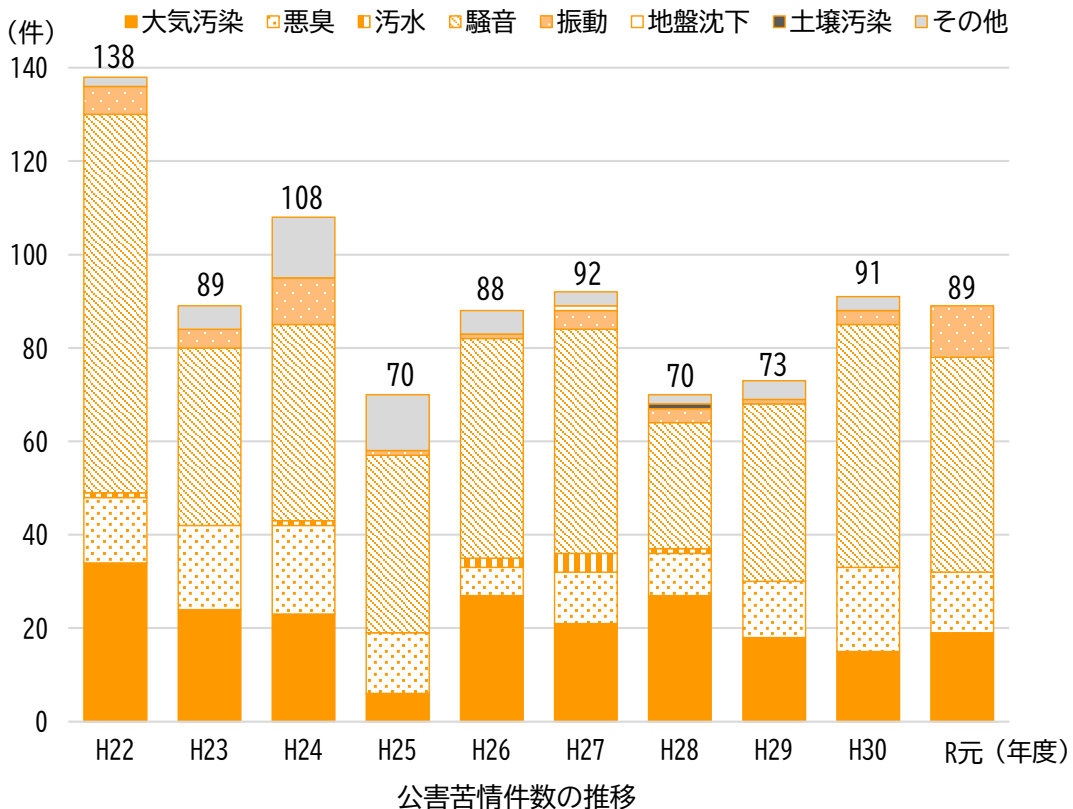
◆現状と課題

■現状

- 国では、騒音規制法並びに振動規制法に基づき、騒音及び振動に対する対策が取られています。
- 令和元（2019）年度における市内の公害相談受付件数は89件あり、内訳では騒音・振動に関するものが約6割を占めています。中でも一般家庭から発生する騒音が原因となっている相談が多く見られます。
- 道路交通騒音については市内5箇所にて測定を行っており、令和元（2019）年度に昼・夜間ともに環境基準^sを超過した地点は2箇所となっています。道路交通振動については市内3箇所にて測定を行っており、いずれの地点も要請限度^sを下回っています。

■課題

- 安心して暮らせる環境を維持するとともに、近隣の生活騒音に対する相談が多く寄せられていることを踏まえて、住民同士の対話をはたらきかけ、相互の理解を深めていく取組が必要です。



第3章 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

◆施策の方向

工場・事業場，建設工事，道路交通等による騒音・振動の発生抑制に向けて，引き続き規制・指導を行います。また，生活騒音の防止についての意識啓発に取り組みます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制

工場・事業場や建設工事等を発生源とする騒音・振動については，法律や条例に基づき，防止対策に関する指導を引き続き進めます。

事業内容	担当課
● 工場・事業場等への騒音・振動発生への抑制に向けた対策の推進	環境政策課

■ 道路交通騒音・振動の発生抑制

自動車による騒音・振動については，主要道路における舗装の改善，沿道における植栽帯の設置や建築物の誘導によって緩和を図るほか，ドライバーの意識啓発に取り組み，騒音・振動の発生抑制への配慮を促進します。また騒音・振動の測定結果について公表していきます。

事業内容	担当課
● 道路交通騒音・振動の監視・測定結果の公表	環境政策課
● 低騒音舗装の整備推進	道路管理課
● 道路沿道における植樹帯の設置（再掲）	道路管理課 街づくり事業課

■ 生活騒音の発生抑制

近隣地域への配慮を目的として，一般家庭を対象とした生活騒音の防止に向けた啓発等を行います。

事業内容	担当課
● 生活騒音・振動の低減に向けた啓発の推進	環境政策課
● 騒音計の貸出しの実施	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
道路交通騒音の要請限度 ⁵ 数値の未達成地点数	1地点 (平成26年度)	0地点 (令和元年度)	0地点 (令和7年度)
騒音・振動に係る事業者等への法令等に基づく指導・勧告・命令件数	0件 (令和元年度)	0件 (令和元年度)	0件 (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 設備機器等の保守・管理を徹底し、騒音・振動の発生防止に努めます。 **事業者**
- 生活騒音の防止に心がけます。 **市民**

【コラム】生活騒音

お風呂・トイレの給排水、テレビを見るといった通常一般の生活行動によって住宅内やその周辺で発生する音を「生活騒音」といいます。

生活騒音は毎日の生活の中で出る音であるため、音の出る種類、時間、場所はいつも同じとは限りません。昼間は気にならなかった音でも、早朝や夜間になれば、うるさく感じることもあります。

人によって快適な音、不快な音が異なることを認識し、日々の生活の中で騒音の防止に配慮することが必要です。また、日ごろからご近所と交流を図り、良好な近隣関係を築いておくことも大切です。

【生活騒音の例】



掃除機、洗濯機等の家庭用機器の騒音



話し声、飛び跳ねる音等の生活行動に伴う騒音



空調機、ドアの開閉等の家庭用設備、住宅構造面の騒音

出典：東京都ホームページ

騒音をなくす
5つの
気くばり

- 1 時間帯に配慮しましょう。
- 2 音がもれない工夫をしましょう。
- 3 音は小さくする工夫をしましょう。
- 4 音の小さい機器を選びましょう。
- 5 ご近所とのおつきあいを大切にしましょう。

出典：「うるさくなっていませんか？生活騒音 互いの思いやりで騒音のない社会を」（環境省）



施策3-④ 化学物質等の対策の推進

◆現状と課題

■現状

- 国では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて、化学物質を取り扱う事業者がそれらに関する情報を届出・集計・公表するP R T R制度[§]（環境汚染物質排出移動量登録制度）を導入し、東京都環境確保条例では、適正管理化学物質[§]の届出が求められています。
- また、平成14(2002)年に施行された「土壌汚染対策法」に基づき、揮発性有機化合物（以下「VOC[§]」という。）等による土壌及び地下水の汚染対策が強化されています。
- 東京都ではVOCによる土壌や地下水の汚染が問題視されています。また、大気中のVOCが光化学オキシダント[§]の発生要因となって、光化学スモッグ[§]注意報が発令されることがあることから、VOC排出事業者の自主的な取組に対する支援を東京都が行っています。
- さらに、化学物質が及ぼす子どもへの健康影響を未然に防止するため、東京都独自の「化学物質の子どもガイドライン」の策定に取り組んでおり、これまでに「鉛ガイドライン（塗料編）」「殺虫剤樹木散布編」「化学物質の子どもガイドライン（室内空気編，食事編）」などが示されました。
- 調布市では、市内の井戸においてVOCの測定を行っており、今後も継続監視していきます。
- 調布市では、室内化学物質について「公共施設等シックハウス[§]対策マニュアル」に基づき、市公共施設の新築・改築後の室内環境測定を行い、必要に応じて対策を講じています。
- 東日本大震災の際に発生した原子力発電所の事故をきっかけとして、市では小学校・保育園・公園など、子ども施設を中心とした定点10箇所の施設における空間放射線量、学校等の給食食材及びプールの放射性物質の測定を定期的を実施していますが、令和元（2019）年度現在、空間放射線量については除染基準を超える値は観測されておらず、学校等の給食食材についても放射性物質は検出されていません（給食食材からの放射性物質検査は令和2（2020）年度をもって終了）。

■課題

- 化学物質のリスクの重大さを踏まえて「予防原則」の考え方に基づく対策を進めていく必要があります。特に、土壌・地下水汚染について、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視していく必要があります。

◆施策の方向

化学物質のリスクに関する情報をできる限り把握し、健康や環境に対する影響を回避するため、市民への正確な情報提供に努めます。また、有害物質取扱事業者等の管理・指導を徹底し、VOC^s（揮発性有機化合物）等の化学物質による大気・土壌・地下水・河川の汚染を未然に防止していきます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 有害化学物質による汚染の防止

化学物質を取り扱う事業者に対して、法令に基づく化学物質の適正な管理を促すとともに、汚染防止対策の指導を行い、有害物質の漏えい等による大気・土壌・地下水・河川水等の環境汚染を未然に防止していきます。



公共施設における室内化学物質の測定

事業内容	担当課
● 化学物質の適正な管理に向けた事業所等への指導	環境政策課
● 有害物質取扱事業者に関する実態調査の実施	
● 工場・事業場における土壌汚染防止対策の推進	
● 公共施設におけるシックハウス ^s 対策の推進	環境政策課・営繕課

■ 化学物質に関するリスクコミュニケーション^sの推進

化学物質やその環境リスクについての情報を収集し、適切な形で市民に提供するとともに、化学物質の影響に対する市民の意識啓発を図ります。

事業内容	担当課
● 化学物質の環境リスクに関する情報の収集・提供	環境政策課

■ 地下水保全に向けた調査・規制

有害物質の漏えい等に備えて、地下水の水質調査を継続して行い、公表します。また、東京都環境確保条例に基づく井戸の届出や地下水の揚水量報告を求め、地下水の揚水規制を継続します。

事業内容	担当課
● 地下水の水質調査の実施	環境政策課
● 地下水の揚水利用や井戸の設置に関する規制・指導	

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
地下水の水質汚濁に係る環境基準 ^s 不適合井戸数	0件 (令和元年度)	0件 (令和元年度)	0件 (令和7年度)

○ 市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 化学物質を取り扱う事業者は、適正な使用、保管、管理に努めます。 事業者